

歯科技工所 開設等の手引き

秋田市保健所保健総務課

この手引きは、歯科技工士法に基づく歯科技工所の開設等に関して示したものです。

目 次

1	歯科技工所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	歯科技工所の構造設備基準・・・・・・・・・・	1
(2)	広告の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	歯科技工所の届出について・・・・・・・・・・	2
(1)	歯科技工所を開設した場合・・・・・・・・・・	2
(2)	歯科技工所の開設届出事項に変更を生じた場合・・・・・・・・	3
(3)	歯科技工所を廃止、休止又は再開した場合・・・・・・・・	4
3	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

手引きに出てくる法令の正式名称

法：歯科技工士法（昭和30年8月16日法律第168号）

規則：歯科技工士法施行規則（昭和30年9月22日厚生省令第23号）

1 歯科技工所について

(1) 歯科技工所の構造設備基準（規則第13条の2）

開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

- ア 歯科技工を行うのに必要な設備および器具等を備えていること。
- イ 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備および器具等が整備および配置されており、かつ、清掃および保守が容易に実施できるものであること。
- ウ 手洗設備を有すること。
- エ 常時居住する場所および不潔な場所から明確に区別されていること。
- オ 安全上および防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有すること。
- カ 照明および換気が適切であること。
- キ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ク 出入口および窓は、閉鎖できるものであること。
- ケ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- コ 廃水および廃棄物の処理に要する設備および器具を備えていること。
- サ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造および設備を有すること。
- シ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
- ス 歯科技工所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計およびこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。

※歯科技工を行うために必要な設備および器具等

- ☐防音装置 ☐防火装置 ☐消火器 ☐照明設備 ☐空調設備 ☐給排水設備
- ☐石膏トラップ ☐空気清浄機 ☐換気扇
- ☐技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）☐電気掃除機 ☐分別ダストボックス
- ☐防塵用マスク ☐模型整理棚 ☐書籍棚 ☐救急箱
- ☐吸塵装置（室外排気が望ましい） ☐歯科技工用作業台 ☐薬品保管庫
- ☐材料保管棚（保管庫）

(2) 広告の制限（法第26条）

歯科技工士法に定められた事項以外を広告することはできません。

また、歯科医師又は歯科技工士の技能、経歴又は学位に関する内容は広告できない事項とされています。

広告できる事項（法第 26 条）
・ 歯科医師又は歯科技工士である旨 ・ 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 ・ 歯科技工所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項 ・ その他都道府県知事の許可を受けた事項

※歯科技工所の広告は「歯科技工の業又は歯科技工所の広告に関する指針（歯科技工広告ガイドライン）について」（令和 7 年 10 月 2 日付け医政発 1002 第 15 号）を参考に、対応をお願いします。ガイドラインは下記 URL からダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005375/1031220/1031686.html>

【秋田市ホームページ広報 ID】 1031686

2 歯科技工所の届出について

(1) 歯科技工所を開設した場合（法第 21 条第 1 項）

開設後 10 日以内に届け出てください。開設前に届出することはできません。

届出時に開設者（法人の場合を除く）および管理者の本人確認を行うことがあります。また、歯科技工所を開設したときは、保健所による立入検査を行いますのでご協力ください。

なお、開設者自体が変更となった場合（承継、法人化等）又は歯科技工所の開設場所を変更した場合は新規開設の届出が必要となります。

提出書類	留意事項
歯科技工所開設届	ア 副本（控え）をお持ちください。受付印を押して返却します。 イ 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 ウ 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。

添付書類	留意事項
業務に従事する歯科技工士の免許証の写し	
歯科技工所の平面図	歯科技工室等の寸法および面積、また、主要な設備および器具の位置を記載してください。
歯科技工所周辺の見取図	
業務に従事する歯科技工士の本人確認書類（運転免許証等）の写し	
定款又は履歴事項全部証明書	法人開設の場合のみ必要です。法人名称、法人所在地および法人が行う事業の内容等が確認できる書類を添付してください。

遅延理由書	開設日から１０日を過ぎて届け出る場合に添付してください。様式は任意です。
-------	--------------------------------------

※場合により、上記以外の添付書類を求めることがあります。

(2) 歯科技工所の開設届出事項に変更が生じた場合（法第２１条第１項）

変更後１０日以内に届け出てください。変更前に届出することはできません。

届出時に開設者（法人の場合を除く）および管理者について、本人確認を行うことがありますので、ご協力ください。

なお、開設者自体が変更となった場合（承継、法人化等）又は歯科技工所の開設場所を変更した場合は、新規開設の届出が必要となります。

提出書類	留意事項
歯科技工所開設届出事項変更届	(1) 控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押して返却します。 (2) 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 (3) 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。

※変更事項に応じて、以下の書類を添付してください。

変更事項	添付書類	留意事項
歯科技工所の名称	なし	変更届のみ提出してください。
構造設備の概要および平面図	歯科技工所の平面図（変更前、変更後）	歯科技工室等の寸法および面積、また、主要な設備および器具の位置を記載してください。
従事者	新たに業務に従事する歯科技工士の免許証の写し	
	新たに業務に従事する歯科技工士の本人確認書類（運転免許証等）の写し	
開設者の住所および氏名	個人：住民票等 法人（その名称又は主たる事務所の所在地の変更）：定款又は履歴事項全部証明書	変更事項が確認できる書類等を添付してください（住民票の写しは個人番号の記載のないもの）。
管理者の住所および氏名	変更の事実がわかるもの	住民票の写しは個人番号の記載のないもの。

※場合により、上記以外の添付書類を求めることがあります。

(3) 歯科技工所を休止、廃止又は再開した場合（法第21条第2項）

休止、廃止又は再開後10日以内に届け出てください。

休止する場合であって、休止期間が長期にわたる場合は、事前にご相談ください。

	提出書類	留意事項
休止・廃止する場合	歯科技工所休止・廃止届	(1) 控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押して返却します。 (2) 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 (3) 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。
再開する場合	歯科技工所再開届	(1) 控えが必要な場合は副本をお持ちください。受付印を押して返却します。 (2) 開設者氏名にはふりがなを記載してください。 (3) 住所は住居表示どおりに記載してください。地名、ビル名、部屋番号等を正確に記入してください。

3 その他

(1) 歯科技工指示書について（法第18条）

歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行うことはできません（ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合を除く）。

ア 歯科技工指示書の記載事項（規則第12条）

- ・患者の氏名
- ・設計
- ・作成の方法
- ・使用材料
- ・発行の年月日
- ・発行した歯科医師の氏名および当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- ・当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときはその名称、所在地および歯科技工所番号（歯科技工所番号は令和8年10月1日から記載）

(2) 「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」について

「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について（通知）」（平成24年10月2日付け医政発1002第4号）（令和4年3月31日改正）を参考に、歯科技工録や手順書を作成し、適切な管理をお願いします。

なお、開設者は3(1)アの事項を記載した歯科技工指示書を歯科技工録とともに作成の日から3年間保存しなければなりません。

(3) 歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について

「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について」（令和４年５月１０日付け医政歯発０５１０第１号）を参考に、対応をお願いします。歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合は、保健所への届出が必要となります。

※(2)、(3)の指針等は下記URLからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005375/1031220/1031686.html>

【秋田市ホームページ広報ID】 1031686

問い合わせ先

秋田市保健所保健総務課 医務薬務担当

直通：０１８－８８３－１１７０